三　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
当該区域に係る地域の名称	当該区域に係る地域の名称
上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
重要無線通信の種類	重要無線通信の種類
区分	区分
［一～四五　略］	［一～四五　同上］

改正後	改正前
八	八
削除	警察業務用
	㈠　山形県山形市松波二丁目八番一号（二三一・三）
	㈡　山形県西村山郡西川町大字月山沢外三字月山外一八国有林（一〇四二）
	五〇
	五
	山形県 山形市　松波二丁目、あさひ町、小白川町一丁目、同二丁目、同四丁目、緑町三丁目、同四丁目、七日町三丁目、同四丁目、旅篭町二丁目、同三丁目、相生町、錦町、肴町、北山形一丁目、同二丁目、下条町三丁目、同四丁目
［九～一六　略］	［九～一六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。